



国海査第256号の4  
平成24年10月5日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局検査測度課長  
園田 敏彦



火災試験方法の適用に関する国際コード（FTPコード）に定める試験機関の  
認定に係る条件の変更の承認について

標記について、火災試験方法の適用に関する国際コードに係る試験機関の認定に  
関する細則（海査第597号（平成10年12月21日付け）及び国海査第681  
号（平成15年4月18日付け）による改正の内容を含む。）に基づき、下記のと  
おり認定に係る条件の変更を承認しましたので通知致します。

記

試験機関：社団法人 日本船舶品質管理協会 製品安全評価センター

住 所：東京都東村山市富士見町一丁目5番12号

変更の内容：認定に係る条件に「2010年火災試験方法の適用に関する国  
際コード（2010FTPコード）」附属書1の以下のパート  
の試験を追加する。

パート2 煙及び毒性試験

変更年月日：平成24年10月5日

